

医療機関院長 殿

盛岡市医師会  
会長 和田 利彦

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（その5）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、政府は同感染症の流行地域に中国<sup>浙江省</sup>を追加することを決定し、13日より適用しました。これまでは37度5分以上の発熱と呼吸器症状があり、発症からさかのぼって2週間以内に湖北省の渡航歴がある人や湖北省に滞在歴のある人と濃厚接触をした人を対象としておりましたが、これらの条件に浙江省も加わるようになります。

各療機関におかれましては、疑い例に該当した方には「帰国者・接触者相談センター」に電話等で相談するようご説明ください。また、疑い例に該当するか判断が困難な場合についても「帰国者・接触者相談センター」にご連絡をお願い致します。

### 記

#### 「盛岡市帰国者・接触者相談センター（盛岡市保健所保健予防課 感染症対策担当）」

1. 開設時間 午前9時から午後5時（平日月曜日～金曜日・土日祝日除く）

2. 電話番号：**019-603-8308**

（休日・夜間の緊急連絡先：盛岡市役所代表 電話：019-651-4111）

#### 新型コロナウイルス感染症対応の流れ

##### 新型コロナウイルス感染症の「疑い例」の要件

（令和2年2月13日現在。今後、変更されることがあります。）

1. 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
2. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していたもの
3. 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人と濃厚接触歴があるもの
4. 疑似症を疑い、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

